



令和 4 年 1 0 月 7 日 (金)

国土交通省 関東地方整備局

建 政 部

記者発表資料

建設コンサルタント業者に対する登録停止措置について

関東地方整備局は、株式会社ジイケイ設計（東京都豊島区）に対し、建設コンサルタント登録規程に基づく登録停止措置を実施しました。

詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

竹 芝 記 者 クラブ
神 奈 川 建 設 記 者 会
横 浜 海 事 記 者 クラブ
埼 玉 県 政 記 者 クラブ

問い合わせ先

建政部 建設産業第二課長 おくぬき 奥貫 ひろし 浩司（内線6651）
建設産業第二課長補佐 ひらぐり 平栗 まさる 勝（内線6653）
電話 048-601-3151（代表）

別紙

令和4年10月7日
関東地方整備局建政部

建設コンサルタント業者に対する登録停止措置について

国土交通省関東地方整備局長は、本日、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づく登録停止措置を下記のとおり行いました。

記

1. 措置対象業者

商号 株式会社ジイケイ設計
登録番号 建04-5865
代表者 代表取締役 須田 武憲
所在地 東京都豊島区高田3-37-10

2. 措置内容

建設コンサルタント登録規程第12条第1項の規定に基づく登録の停止

(1) 登録停止期間

令和4年10月21日から令和5年2月17日までの120日間

(2) 登録停止対象部門

都市計画及び地方計画部門、建設環境部門

3. 措置理由

株式会社ジイケイ設計の社員である元取締役は、元富山市建設部長らと共謀の上、平成31年4月26日に公募型提案協議（プロポーザル）方式により発注した「呉羽丘陵フットパス橋梁（呉羽山・城山連絡橋）設計等業務委託」（以下「橋梁設計等業務委託契約」という。）の締結に関し、パシフィックコンサルタンツ株式会社・株式会社ジイケイ設計の共同企業体（以下「共同企業体」という。）を同契約の受託候補者に特定させようと考え、元富山市建設部長から有利な取り計らいを受けてプロポーザル審査に参加し、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行ったとして、令和4年6月22日に富山地方裁判所から、刑法第60条（共同正犯）及び同法第96条の6第1項（公契約関係競売等妨害）の罪により、懲役10ヶ月、執行猶予3年の判決を受け、同年同月27日にその刑が確定している。

また、社員については、元富山市建設部長らと共謀の上、橋梁設計等業務委託契約及び令和元年6月26日に公募型提案協議（プロポーザル）方式により発注した「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場整備基本計画策定等業務委託」の締結に関し、共同企業体を同契約の受託候補者に特定させようと考え、元富山市建設部長から有利な取り計らいを受けてプロポーザル審査に参加し、もってそれぞれ偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行ったとして、令和4年6月22日に富山地方裁判所から、刑法第60条（共同正犯）及び同法第96条の6第1項（公契約関係競売等妨害）の罪により、懲役1年、執行猶予3年の判決を受け、同年同月29日にその刑が確定している。

このことが、建設コンサルタント登録規程第11条第2号に該当すると認められる。

(参考)

建設コンサルタント登録業者の不正行為等に対する登録停止等の措置基準

<https://www.mlit.go.jp/common/000149435.pdf>